

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人中村領策の上告理由について。

甲一号証に記載されていなくとも、人証によつて認定しうる以上、所論保証契約の存在を肯定しても、実験則および引用の判例に違反するものではない。また建設業法一九条は、農地法二五条と同じく、書面によらない契約を無効とする趣旨ではないというべきである。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する事実認定を非難するに帰し、採用しえない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	柏	原	語	六
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	田	中	二	郎